

改正

平成19年3月16日条例第32号
平成23年12月27日条例第55号
平成27年3月20日条例第24号
平成27年10月9日条例第49号

山形県立農業大学校の授業料等徴収条例をここに公布する。

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例

(授業料等の徴収)

第1条 県は、山形県立農林大学校条例（昭和57年12月県条例第33号。以下「農林大学校条例」という。）第1条に規定する山形県立農林大学校における授業料、寮の使用料（以下「寮使用料」という。）、入校料及び入校考査料を、この条例の定めるところにより徴収する。

(授業料等の額)

第2条 授業料、寮使用料、入校料及び入校考査料の額は、別表のとおりとする。

(授業料及び寮使用料の徴収の時期)

第3条 授業料は、前期分及び後期分に分割して徴収するものとし、前期分の授業料にあつては4月に、後期分の授業料にあつては10月に、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定は、寮使用料について準用する。この場合において、同項中「に分割して」とあるのは「として」と、「年額の2分の1に相当する額」とあるのは「月額に6を乗じて得た額（第2学年の後期分の寮使用料にあつては、寮使用料の月額に5を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

(入校料の徴収の時期)

第4条 入校料は、入校を許可するときに徴収するものとする。

(入校考査料の徴収の時期)

第5条 入校考査料は、入校の志望を受理するときに徴収するものとする。

(入校の時期が徴収の月後である場合における授業料の額及び徴収の時期)

第6条 入校の時期が第3条第1項に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入校した日の属する月から次の徴収の月前の月までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入校した日の属する月に行うものとする。

(入寮の時期が徴収の月後である場合における寮使用料の徴収の時期)

第7条 入寮の時期が第3条第2項において準用する同条第1項に規定する月の後である者に係る前期分又は後期分の寮使用料は、寮使用料の月額に入寮した日の属する月から次の徴収の月前の月（第2学年の11月以降に入寮した者にあつては、翌年の2月）までの月数を乗じて得た額を、入寮した日の属する月に徴収するものとする。

(4月から9月までの間に退校した者に係る授業料)

第8条 4月から9月までの間に退校した者からは、後期分の授業料は徴収しないものとする。

(授業料、寮使用料及び入校料の免除及び徴収猶予)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料、寮使用料及び入校料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(寮使用料の還付)

第10条 知事は、特に必要があると認めるときは、退寮した者から既に徴収した寮使用料の一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年度以前に入校した者に係る授業料等の不徴収)

2 平成18年度以前に入校した者に係る授業料、平成18年度に入校しようとする者に係る入校料及び平成

18年度に入校するための入校考査を受けようとする者に係る入校考査料は、この条例の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

(東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入校考査料の特例)

3 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入校考査料を免除することができる。

附 則 (平成19年3月16日条例第32号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県立農業大学校の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校考査に係る入校考査料について適用する。

附 則 (平成27年3月20日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区分	授業料	寮使用料	入校料	入校考査料
養成部	年額 118,800円	月額 6,700円	5,650円	2,200円

備考 この表において「養成部」とは、農林大学校条例第2条に掲げる養成部をいう。